

## II 家庭との連携

子どもたちの食をめぐる環境は、朝食欠食や食生活の乱れなど、多くの課題を抱えている。完全給食を実施すれば、学校での食育は推進できるが、望ましい食習慣を定着させるためには家庭の協力が不可欠である。

家庭と連携して食育に取り組むためにも、給食や学校における食育に関する情報を発信するとともに、保護者向けの講演会などを開催する。

### 《補足》

#### □ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割について

食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。（食育基本法第5条）

#### □ 学校と家庭との連携の進め方について

学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取組の実践がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働き掛けや啓発活動等を行うことが大切です。

（「食に関する指導の手引－第1次改訂版」平成22年3月 文部科学省より）

## III 今後の検討にあたっての留意事項

全員喫食による完全給食を実施することになった場合には、今後、実施方式（自校方式\*3・センター方式\*4・親子方式\*5）や開始時期などを検討する必要があるが、その際には、望ましい昼食のあり方を目指すとともに、次に掲げた事項についても留意すべきと考える。

- ・ 小・中学校の建て替えや改修などの施設計画を含めた長期的な観点を持つこと
- ・ 既存の教育活動への影響について配慮すること

\*3 自校方式 中学校に新たに給食室を建設し、校内で調理する方式

\*4 センター方式 給食センターを新たに建設し、センターで調理した給食を各中学校へ配達する方式

\*5 親子方式 小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、各中学校へ配達する方式（中学校で複数校の中学校分を調理する場合もある）

# 検討資料

## 1 学校給食について

### (1) 関係法令等

#### ア 学校給食法

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、学校給食の普及充実を図るために、学校給食の実施に関する必要な事項が定められた。

平成 20 年には大幅に改正され、食育の推進を図ることを目的に追加するとともに、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関する必要な事項が新たに定められた。

#### (ア) 学校給食法の目的（学校給食法第 1 条）

##### 【主な内容】

- ・学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資する。
- ・学校給食は、児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす。
- ・そのため、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実と学校における食育の推進を図る。

#### (イ) 学校給食の目標（学校給食法第 2 条）

学校給食を実施するにあたっては、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないとされている。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(ウ) 学校給食の定義（学校給食法第3条）

学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童生徒に対し実施される給食とされている。

(エ) 義務教育諸学校の設置者の任務（学校給食法第4条）

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとされている。

(オ) 国及び地方公共団体の任務（学校給食法第5条）

国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならないとされている。

(カ) 学校給食の区分（学校給食法施行規則第1条第2項から第4項）

学校給食は、完全給食、補食給食、ミルク給食に区分されている。

現在、横須賀市では、小学校・特別支援学校で完全給食を、中学校でミルク給食を実施している。

区分	説明
完全給食	給食内容が <u>パン又は米飯</u> （これらに準ずる小麦食品、米加工食品その他の食品を含む）、 <u>ミルク及びおかず</u> である給食
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容が <u>ミルク及びおかず等</u> である給食
ミルク給食	給食内容が <u>ミルクのみ</u> である給食

(キ) 学校給食の実施基準（学校給食法第8条、学校給食実施基準）

児童生徒に必要な栄養量など学校給食の内容や学校給食を適切に実施するために必要な事項について、維持されることが望ましい基準が定められている。

【主な内容】

- ・実施する学校では、在学するすべての児童生徒に対し実施されるものとする。
- ・年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする。
- ・実施に当たっては、児童生徒の個々の健康や生活活動等の実態、地域の実情等に配慮する。
- ・栄養内容の基準は、学校給食摂取基準のとおりとする。

(ク) 学校給食の衛生管理基準（学校給食法第9条、学校給食衛生管理基準）

学校給食の実施に必要な施設・設備の整備や管理、調理の過程における衛生管理などについて維持されることが望ましい基準が定められている。

## イ 食育基本法

国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などを含めた「食」に関する様々な問題への抜本的な対策として、国民運動として食育を強力に推進するために平成17年に制定された。

### (ア) 食育について（食育基本法前文）

食育基本法では前文において、子どもたちの食や食育について以下のとおり述べている。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

### (イ) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割（食育基本法第5条）

食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (ウ) 学校、保育所等における食育の推進（食育基本法第20条）

国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### ウ 学習指導要領における位置付け

現在、学校給食は、学習指導要領において特別活動の「学級活動」に位置付けられている。

食に関する指導は、給食の時間や特別活動の学級活動、学校行事だけでなく、関連する教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体において、学校給食を教材として活用し、指導目標に基づいた指導を発達段階に配慮しつつ、計画的・継続的に行なうことが求められている。

給食の時間における指導は、標準時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動として指導計画に基づいて行われる極めて重要な学校教育活動のため、給食の時間の設定にあたっては、ゆとりをもって食事や指導ができるよう時間の確保に努める必要がある。

#### (2) 公立中学校の完全給食実施率（学校数）

各年度とも5月1日現在

区分	平成26年度	【参考】平成18年度
全国	87.5%	79.9%
神奈川県	24.4%	12.7%
大阪府※	63.9%	10.2%

※大阪府は、中学校完全給食の実施率が全国で一番低かったため、平成23年度から市町村の財政負担を軽減するための補助制度を設け、中学校完全給食導入の促進を図った。

（実施率は、文部科学省が実施した学校給食実施状況等調査の「都道府県別学校給食実施状況（公立中学校数）」の数値）

## 2 現在の中学校の昼食について

本市における現在の中学校の昼食の状況については、以下のとおりとなっている。

### ◆ミルク給食

学校給食法施行規則第1条第4項に規定するミルク給食を全校（23校）で実施している。

ミルク給食費は年額7,700円で、平成27年度は150回実施した。

### ◆家庭からの弁当持参

家庭から弁当を持参することを原則としており、9割を超える生徒が毎日またはほとんど毎日持参している。

### ◆スクールランチ（パン注文・弁当注文）

家庭の事情により、弁当を持参できない場合には、当日、学校でスクールランチ（パン注文・弁当注文）を注文することが可能である。

※パン注文は、22校（8事業者）で実施し、注文率は約5%（平成27年度）

※弁当注文は、23校（7事業者）で実施し、注文率は約5%（平成27年度）

### ◆その他

コンビニエンスストアなどで購入したものを持参を認めている学校もある。

### 3 スクールランチ充実の取り組みについて

#### (1) 経緯

現在の中学校の昼食のうち、スクールランチ（パン注文・弁当注文）については、栄養面のバランスに対する不安や食材費しか負担していない小学校給食に比べると価格が高いこと、注文する生徒が少ないために頼みにくいくことなどの課題があり、それらが中学校における給食ニーズにつながっていると捉えていた。

そのため、教育委員会では、これらの課題を解決し、給食ニーズに応えることを目的に、教育委員会の管理栄養士がメニューを考え、栄養バランスに配慮した内容の弁当を各学校の弁当事業者が提供するという試行（スクールランチ充実の取り組み）を3回実施した。

#### (2) 取り組み概要

項目	第1回	第2回	第3回
実施日数	5日間	10日間	14日間
実施時期	平成26年1月	平成26年6～7月	平成27年1月
実施校数	14校（5事業者）	5校（5事業者）	1校（1事業者）
価格	大盛 400円	450円	390円※
	並盛 400円	410円	350円※
	小盛 400円	390円	330円※
注文方法	事前注文	事前注文	当日注文
支払方法	食べる当日に支払い	事前注文したときに支払い	食べる当日に支払い
注文率	14.7%	6.4%	7.6%

※第3回の試行では、価格面での保護者負担を軽減するため、価格の一部（60円）を公費負担とした。

（表に記載の金額は、60円の公費負担を差し引いた価格）

#### (3) 検証結果

スクールランチ充実の取り組みについては、保護者アンケートの結果でも良い取り組みであるという回答が多く、栄養バランスに配慮した内容の弁当を提供するという点は評価されたと捉えている。

一方で、第1回・第2回の試行では、（選択制の弁当箱タイプ\*<sup>6</sup>の給食でも同様であるが、事業者が事前に数量を把握しないと食材調達や調理の面で対応が難しいため）事前注文で実施したが、通常のスクールランチの弁当が当日でも注文が可能であるため、不便であると捉える利用者が多くいた。

そのため、第3回の試行では対応可能な事業者により、当日注文で実施したが、注文率は伸びず、また、事業者においても多めに食材を確保しなくてはならないなどの課題が出た。家庭から弁当を持参することを基本としているため、スクールランチは急に弁当を持参できなかつた際に補完する制度であり、当日に注文できることが望ましいが、現在の弁当事業者のほとんどが、教育委員会が指定した献立を当日注文で提供することは困難な状況である。

また、第3回の試行では、1食あたり60円の公費を投入し、弁当の価格を引き下げ、保護者の負担

を軽減する取り組みも行った。その結果、第2回の試行と比較すると価格が高いと感じる保護者の割合が大幅に減ったものの注文率は伸びなかった。価格をさらに引き下げれば注文率が上がる可能性はあるが、どのくらい上がるか（費用対効果）は現時点では予測することが難しく、また、弁当を注文した人にだけ公費が投入されることは不公平であるという意見もあるため、仮に今後スクールランチの充実の取り組みを続けるとしても、公費によって価格を引き下げるとの見通しは立てにくい状況にある。

次に、弁当の内容に関して、温かさについては、弁当箱で提供する場合、衛生管理上の問題でおかずの保温ができないなどの課題がある。また、第1回と第3回の試行は冬季に実施したこともあり、弁当が冷たいことを残念に思う意見が多くあった。この第1回での残念感が第2回以降の注文意向に影響を及ぼした可能性はある。（おかずの保温に関しては、弁当箱タイプの給食の場合にも同様の課題がある。）

また、栄養バランスに配慮した内容の弁当を提供したことは、前述したように評価されたと捉えているが、野菜など苦手なものを残す生徒もいるなどの課題もあった。（残食については、完全給食においても同様の課題がある。）さらに、献立によって注文率に大きな差が出てしまった（魚がメインの日は注文率が下がるなど）ことも課題と捉えている。（選択制の給食の場合にも日ごとに選択できる場合は、同様の課題が想定される。）

最後に、「中学校の昼食（給食等）に関するアンケート」において、中学校保護者が弁当作りについて負担と感じる割合が高かったことを踏まえた上で、試行の平均注文率や試行におけるアンケートの自由意見欄において完全給食への要望が多数寄せられたことを考えると、今回のスクールランチ充実の取り組みでは、実施の目的に記載した給食ニーズには十分に応えられていないと捉えている。また、今回の試行では上記のような課題が出たが、スクールランチ充実の取り組みでは、当日注文に対応できる事業者の確保や価格の引き下げ、おかずの保温などについて改善を図っていくことが難しいため、この取り組みを全校で実施することは見送らざるを得ないと判断した。

なお、今回の試行における課題には、完全給食の実施にあたっても同様に課題となるものもあるため、完全給食の実施を検討する際に参考とする。

#### \* 6 「弁当箱タイプの給食」「弁当箱タイプの給食（予約・前払い）と「家庭で作った弁当」を併用する方式

## 4 中学校の昼食（給食等）に関するアンケートについて

### （1）目的

本市の市立中学校における昼食（給食等）のあり方について、生徒（中学生）や保護者（中学校・小学校）、教職員（中学校）、市民のニーズを把握するために実施した。

### （2）実施概要

#### ア 調査項目

##### （ア）基本属性

##### （イ）現在の中学校の昼食について

##### （ウ）「小学校のような給食」について

##### （エ）「弁当箱タイプの給食」について

##### （オ）中学校の昼食方式に対する考え方について

#### イ 実施期間

##### （ア）生徒・中学校保護者・小学校保護者・教職員

平成 27 年 8 月 25 日（火）～9 月 18 日（金）

##### （イ）市民

平成 27 年 8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）（発送～投函締切）

#### ウ 回収率

対象	配布数	回収数	回収率
生徒（中学生）	744	738	99.2%
中学校保護者	762	677	88.8%
小学校保護者	1,370	1,276	93.1%
教職員（中学校）	716	637	89.0%
市民	2,000	753	37.7%

### (3) 検証結果

#### ア 現在の中学校の昼食について

##### (ア) 家庭で作った弁当

家庭で作った弁当については、「生徒ごとに内容や分量が調整できること」や「作った家族への感謝の心を持つこと」などが良いと思う点として選択された率が高かった。これらについては、「小学校のような給食」「弁当箱タイプの給食」と比較して、「家庭で作った弁当」の優れている部分として捉えている。

一方、課題と思う点として選択された率が高かった、「衛生面に不安があること」「家庭に負担がかかること」については、解決することが難しいと捉えている。

##### (イ) パン注文・弁当注文

パン注文・弁当注文については、「当日注文できること」や「複数のメニューから選択できること」などが良いと思う点として選択された率が高かったことから、利便性が評価されており、家庭からの弁当持参を補完する制度としては有効であると捉えている。

一方で、課題と思う点として選択された率が高かったもののうち、「値段が高いこと」については、これ以上の価格の引き下げが難しく、また、「栄養バランスの面で不安なこと」に関して、特に、「毎日またはほとんど毎日」「週2～3回」注文している生徒がいることについては、懸念すべき状況であると捉えている。

##### (ウ) 現在の昼食の課題

現在の中学校の昼食の課題として、教職員が「そう思う」と回答した率が高かったのは、「食事時間が短いこと」、「栄養面に不安があること」、「昼食を忘れた生徒や注文し忘れた生徒への対応が負担であること」であった。

このうち、「食事時間が短いこと」については、生徒や保護者からも食事時間を長くしてほしいという趣旨の意見が寄せられていることから、十分な食事時間を確保することについては、中学校の昼食としてどの方法を選択するとしても検討すべき課題である。ただし、学校は限られた時間割の中で運用せざるを得ないため、時間割への影響を考慮した検討が必要である。また、完全給食を実施する場合には、時間割への影響を最小限に抑えるために、準備や片付けの時間をいかに短縮できるかという点についても併せて検討する必要がある。

また、「栄養面に不安があること」について、実際に中学生の昼食の様子を見ている教職員が、栄養面に不安があると回答しているという点は、重く受け止めなくてはいけないものと考えている。

なお、「昼食を忘れた生徒や注文し忘れた生徒への対応が負担であること」については、弁当箱タイプの給食を実施した場合は、選択制のため、同様の課題が起こる可能性があるが、小学校のような給食を実施した場合は、全員の昼食が給食となるため起こらないものと考えている。

## イ 小学校のような給食について

「小学校のような給食」については、「栄養バランスの整った昼食が提供されること」や「適温（温かい・冷たい）で昼食が提供されること」「家庭に負担がかからないこと」などが良いと思う点として選択された率が高かったように、現在の昼食における、「栄養バランスの面で心配なときがあること」や「弁当が冷めてしまうこと」、「家庭に負担がかかること」などの課題を解決できる方策であると捉えている。

一方で、「生徒ごとに内容や分量を調整するのが難しいこと」や「給食費に関する問題が生じる可能性があること」などが課題と思う点として選択された率が高かったように、増える課題もあることを考慮する必要がある。

## ウ 弁当箱タイプの給食について

「弁当箱タイプの給食」については、「小学校のような給食」と同様に、「栄養バランスの整った昼食が提供されること」や「家庭に負担がかからないこと」が良いと思う点として選択された率が高く、現在の昼食における課題を解決できる方策であると捉えている。

ただし、適温提供については、ごはん・汁物が適温で提供されるが、おかずは適温での提供が難しく、一部解決できない課題もある。

また、「予約、前払いが必要なこと」「生徒ごとに内容や分量の調整ができないこと」などが課題として選択された率が高かったように、増える課題もあることは考慮する必要がある。

なお、生徒・保護者が希望する方式として、「弁当箱タイプの給食」を選択した率は低かったものの、「小学校のような給食」を希望する生徒・保護者であっても、仮に「弁当箱タイプの給食」を実施した場合には注文するという回答があったことや、選択制であれば家庭から弁当を持参したいという希望にも対応できることは、検討においても考慮する必要がある。

## エ 中学校の昼食方式に対する考え方について

### (ア) 生徒

生徒は、「現在の方式」\*7を希望する割合が高かった。中学生になると体格差などから必要な栄養量の個人差が大きくなる中で、「家庭で作った弁当」は、「生徒ごとに内容や分量が調整できること（食物アレルギー、個人の食べる量など）」が希望する要因の一つであると捉えている。

一方で、「小学校のような給食」の課題について、「苦手なものを食べなければならないこと」を選択する率が最も高かったように、苦手なものを食べなくてもよいという考え方方が「現在の方式」を希望することにつながっているとも捉えている。また、保護者が、「家庭で作った弁当」について、「栄養バランスの面で心配なときがあること」と回答した率も高かったことから、昼食内容が偏り、嫌いなものを食べていない生徒がいることが予想され、食育という観点からは課題のある状況と捉えている。

\*7 現在の方式 12ページ「2 現在の中学校の昼食について」参照

#### (イ) 保護者

保護者（中学校・小学校）は、「小学校のような給食」を希望する割合や完全給食を「実施すべき」とする割合が非常に高かった。「家庭で作った弁当」を作ることへの負担感が大きいほど、完全給食を「実施すべき」と回答する割合が高く、この負担感が完全給食へのニーズにつながっているものと捉えている。

また、「家庭で作った弁当」の課題として、「衛生面に不安があること」や「栄養バランスの面で心配なことがあること」を選択する率が高く、「小学校のような給食」の良い点として、「栄養バランスの整った昼食を提供されること」を選択する率が高かったことから、衛生面や栄養バランスを重視しているものと捉えている。

#### (ウ) 教職員

教職員は、生徒と同様に「現在の方式」を希望する割合が高かった。

現在の中学校の昼食の課題として、「栄養面に不安があることは課題である」と思う率が高いことや「小学校のような給食」を実施した場合の影響として、「生徒の健康の保持増進につながる」、「弁当を持参できない生徒にバランスの良い食事を提供できる」について「そう思う」と回答した率が高いことから、教職員の多くは、「小学校のような給食」について、一定の効果があると考えているものと捉えている。

一方で、教職員が多忙で子どもに向き合う時間が十分に確保できていないということが問題となっている状況で、完全給食を実施すれば、新たな課題や負担が発生することなどが、「現在の方式」を希望する割合が高いことにつながっているものと捉えている。

なお、「弁当箱タイプの給食」については、「小学校のような給食」と比較すると、生徒の健康の保持増進や食育に関するなどの効果は低いものの、課題も少ないものと捉えている。

#### (エ) 市民

市民は、中学生以下の子・孫と同居しているかにより、回答結果に違いが出た。子・孫と同居している場合には、保護者の回答傾向と似て、「小学校のような給食」を希望する割合や完全給食を「実施すべき」という割合が高く、そうでない場合には、初期費用が安い「弁当箱タイプの給食」を希望する率や「費用面や他の事業との優先順位を考慮して実施すべき」を選択する率が他の対象者よりも高い結果となった。

### オ 昼食を用意できない生徒について

「中学校の昼食（給食等）に関するアンケート」の結果、昼食を食べてない生徒がいるという回答結果があったため、平成27年10月から11月に、市立中学校の全ての学級担任（特別支援学級を含む）に対し、担任する学級の生徒を対象として、「昼食を用意できない生徒に関するアンケート」を実施した結果、昼食を用意できない生徒がいることが明らかになった。

このことについては、大変憂慮すべき事態と捉えている。「毎日」「週2～3回」用意できない生徒については、学校に対しヒアリングを実施したが、家庭環境面での課題が大きく、生活面全